

令和4年3月

お客様各位

米沢信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設及び口座解約手続きの印鑑不要化について

当金庫では、長期間ご利用されていない預金口座（以下「未利用口座」）を対象とし、「未利用口座管理手数料」を新設します。

本件は、ご利用のない預金口座が不正に利用されることによるお客様の被害の防止を目的としており、常日頃から入出金や口座振替等でお取引されている口座が対象となることはありません。 本件手数料の新設にあたり預金規定の一部を改定し、店頭及び当金庫ホームページにて公表いたします。また、「口座解約手続きの印鑑不要化」を併せて実施いたしますので、お知らせいたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料の新設

制度開始日	2022年4月1日（金）
未利用口座確認基準日	初回：2024年4月1日 ※以降、毎月1日
対象となる口座	最後のお預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。）から2年以上一度もご利用が無い普通預金（総合）口座（無利息型普通預金口座を除く）、貯蓄預金口座（ただし、下記の対象外とする口座を除く）
対象外とする口座	次の口座は未利用口座管理手数料の対象となりません。 ○「制度開始日前」に開設された預金残高1,000円以上の口座 ○「制度開始日以降」に開設された預金残高10,000円以上の口座 ○ 同一お取引店舗に借入がある場合（カードローン契約を含みます。） ○ 同一お取引店舗で預り金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）がある場合
ご案内・手数料の引き落とし	・お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に文書にてお届けの住所に「ご案内」を郵送させていただきます。なお、ご案内が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、下記の手数料金額を対象口座から引き落としいたします。
未利用口座管理手数料	<u>年間1,320円（消費税込み）</u> ※なお、未利用口座管理手数料の対象となった口座については、初回手数料引き落とし後も、毎月1日を基準日として確認を行い、引き続き対象となる口座であると認められるときは、初回と同様の手続きをもって手数料を引き落としいたします。
口座の自動解約	・対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高全額を同手数料としていただいた上で、同口座を解約させていただきます。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却及び解約となった口座（キャッシュカードを含みます。）の再利用はできません。

2. 未利用口座管理手数料新設に伴う預金規定の改定

(1) 未利用口座管理手数料の新設に伴い、預金規定を改定いたします。

＜対象となる預金規定＞

- ・「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金 共通規定」
- ・「総合口座取引規定」

(2) 改定内容

以下の条項を追加します。

○「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金 共通規定」

条 項
15.（未利用口座管理手数料） （1）普通預金口座（無利息型普通預金を含みません。）及び貯蓄預金口座は、当金庫が定める一定期間、預入れまたは払戻し（利息の入金及び第4項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座として扱い、一定の要件を満たすときは、当該口座の預金者に未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 （2）前項の期間や支払要件、未利用口座管理手数料の金額については、店頭に表示するとともに当金庫のホームページで公表します。 （3）当金庫は未利用口座から払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引落すことができるものとします。 （4）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、当該口座については、残高全額を引き落として未利用口座管理手数料の一部に充当します。この場合、当金庫は預金者に通知することなく当該口座を解約することができるものとします。 （5）一旦引落した未利用口座管理手数料は、返却いたしません。また、解約された口座の再利用はできません。

○「総合口座取引規定」

条 項
18.（未利用口座管理手数料） （1）総合口座（無利息型普通預金を含みません。）は、当金庫が定める一定期間、預入れまたは払戻し（利息の入金及び第4項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には未利用口座として扱い、一定の要件を満たすときは、当該口座の預金者に未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。 （2）前項の期間や支払要件、未利用口座管理手数料の金額については、店頭に表示するとともに当金庫のホームページで公表します。 （3）当金庫は未利用口座から払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引落すことができるものとします。 （4）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、当該口座については、残高全額を引き落として未利用口座管理手数料の一部に充当します。この場合、当金庫は預金者に通知することなく当該口座を解約することができるものとします。 （5）一旦引落とした未利用口座管理手数料は返却いたしません。また、解約された口座の再利用はできません。

(3) 改定日：2022年4月1日（金）

3. 口座解約手続きの印鑑不要化について

2022年4月1日（金）から、預金残高が10,000円未満の普通預金口座等について、解約手続きにおけるご印鑑の押印を不要とし、口座解約手続きを簡略化いたします。

○対象となるお客様

個人のお客様、個人事業主のお客様

○対象となる口座

預金残高が10,000円未満の普通預金（総合）口座（無利息型含む）、貯蓄預金口座、納税準備預金口座

○お手続きに必要な事項

- ・ご本人の来店
- ・運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類のご提示
- ・通帳のご提示

以上の件でご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせ下さい。